

第2-2-8図 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のポイント

**児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント**

○増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。  
○緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

**緊急的に講ずる対策**

**I 転居した場合の児童相談所における情報共有の徹底**  
○児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底  
①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること  
②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施  
③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

**II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底**  
○「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報」  
①通告について以下の全国ルールを徹底  
・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること  
②増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策  
③一時保護の体制強化策  
④子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機能などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

**III 児童相談所と警察の情報共有の強化**  
○以下の情報は必ず児童相談所と警察の間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底  
①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報  
②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報  
③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報  
なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

**IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除**  
○子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底  
・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること  
・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること  
・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

**V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施**  
○乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

**VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定**  
○「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。  
○新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を年内に策定する。  
○新プランには、以下の事項を盛り込む。  
①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策  
②一時保護の体制強化策  
③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機能などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

資料：厚生労働省資料

第2-2-9図 児童虐待対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

**児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント**  
(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

**児童相談所の体制強化**

|       | 2017年度実績 |   | 2022年度目標 | 増員数        |
|-------|----------|---|----------|------------|
| 児童福祉司 | 3,240人   | → | 5,260人   | + 2,020人程度 |
| 児童心理司 | 1,360人   | → | 2,150人※1 | + 790人程度   |
| 保健師   | 140人     | → | 各児童相談所※2 | + 70人程度    |
| 合計    | 4,730人   | → | 7,620人   | + 2,890人程度 |

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

**市町村の体制強化**

|              |         |   |      |   |
|--------------|---------|---|------|---|
| 子ども家庭総合支援拠点  | 106市町村※ | → | 全市町村 | — |
| 要対協調整機関調整担当者 | 988市町村※ | → | 全市町村 | — |

※2018年2月実績

(注) 児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

資料：厚生労働省資料

また、2009（平成21）年に教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成・配布するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007（平成19）年12月に配布している。

2018年7月に取りまとめられた緊急総合対策を踏まえ、〈1〉各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、〈2〉関係機関との連携強化のための情報共有、〈3〉児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等について通知した。

また、2019年1月の千葉県野田市の事案を受け、同年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年3月には、全国の児童生徒に対し、虐待をはじめ、いじめなど困ったことがあれば周りの大人に何でも相談してほしいと呼びかけることを目的として、大臣メッセージを発表した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

## 社会的養育の充実

社会的養育は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

こうした中、厚生労働省はこれまで、里親等への委託の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めてきた。さらに2016（平成28）年5月には、全ての児童が

健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立した。これを踏まえて、社会的養育の充実に向けた取組を推進している。

## 家庭養育の推進

保護者のいない子供や、虐待を受けた子供など、社会的養護が必要な子供は、温かく安定した家庭の中で養育されることが重要である。

このため、2011（平成23）年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を推進してきた。里親等委託率を伸ばしている地方公共団体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会の開催や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。また、児童養護施設等における施設養護についても施設の小規模化・地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。このため、各都道府県において、「都道府県推進計画」を策定し、計画に基づいた施設の小規模化・地域分散化への取組が実施されている。

さらに2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」で継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、「できる限

り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。また、都道府県（児童相談所）の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援が位置付けられた。これらを踏まえ、前述の計画を見直すこととしている。

### 施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子供たちの個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。

2007（平成19）年度から、施設等を退所する子供等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

2015（平成27）年12月には「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定し、家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くために「児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業」を創設するなど、児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するための取組を実施している。

また、2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、大学等に通っている自立援助ホーム入居者について、22歳の年度末までの間、引き続き自立援助ホームに入居し続けることができることとされるなど、自立支援の充実を図ることとした。それに伴い、2017（平成29）年度から、20歳到達後から22歳の年度末までの間、大学等に就学している自立援助ホーム入居者に対して引き続き支援を行う「就学者自立生活援助事業」を実施している。

さらに、2017年度から、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で年齢到達等により措置を解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行うとともに、施設等に入所している者及び退所した者について、退所後の地域生活及び自立を支援したり、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供したりする「社会的養護自立支援事業」を実施している。

### 被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的な対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示した。

なお、同改正児童福祉法第33条の17において、国が被措置児童等虐待の事例の分析や調査等を行うこととされていることに基づき、制度施行から5年間の被措置児童等虐待調査結果を分析した「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」を2017（平成29）年8月に示した。

### 社会的養護関係施設における質の向上

施設運営の質を向上させるため、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、2012

(平成24)年度には、社会的養護の施設における第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

2015(平成27)年度は、虐待を受けた子供等をより家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善(5.5:1→4:1等)や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行ったところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

また、2017(平成29)年度には、社会的養護関係施設での第三者評価が効果的に行えるよう、評価基準の見直しを行ったほか、民間の児童養護施設職員等の人材確保と処遇改善を図るため、2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子供への夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施しており、2018(平成30)年度においても引き続き実施している。

さらに2018年度から、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の支援を行う職員の配置の推進等を行う「乳児院等多機能化事業」を実施している。

## (障害のある子供等への支援)

### 共生社会の実現

障害のある子供への支援に関して、障害者に関する最も基本的な法律である「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限りその身近な場所において療育等の支援を受けられるようにすることなどが規定されている。

また、政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づく障害者基本

計画に沿った施策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、2018(平成30)年度からの5年間を対象とする「障害者基本計画(第4次)」(2018年3月30日閣議決定)の中では、障害のある成人とは異なる支援を行う必要性があることやインクルーシブ教育システムの推進など、障害のある子供に対する支援の充実について盛り込まれている。

さらに、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)が2013(平成25)年6月に成立し、2016(平成28)年4月から施行された。同法に基づく政府の施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(2015(平成27)年2月24日閣議決定)には、障害のある子供には、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨などが盛り込まれている。

### 障害のある子供の保育等

障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974(昭和49)年度より、「障害児保育事業」において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003(平成15)年度より一般財源化し、2007(平成19)年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充をしている(2018(平成30)年度実施か所数:1万7,595か所、対象児童6万7,796人)。

このほか、障害のある子供を受け入れるに当たり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、公立幼稚園においても、早期支援コーディネーターの配置など支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに、幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

さらに、障害のある子供に対して、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援等を実施している。また、保育所等訪問支援の実施により、障害の有無にかかわらず、保育所等の育ちの場で全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図っている。このほか、従来から引き続き、家族が休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

### 関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015(平成27)年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図っているところである。

2016(平成28)年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされたところである。併せて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

2017(平成29)年7月には「児童発達支援ガイドライン」を策定し、関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図ることとした。

2018(平成30)年4月の障害福祉サービス等報酬改定において、関係機関との連携を促進する観点から、障害児通所支援事業所が小学校等と連絡調整を行った際の報酬上の評価を拡充した。また、障害児通所支援事業所において、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価する仕組みや、医療機関等の看護職員が事業所を長時間訪問した場合の評価の仕組みを設けるなど、医療的ケア児への支援の充実を図った(第2-2-10図)。さらに、厚生労働省のホームページ<sup>1</sup>において、横断的な医療的ケア児の支援に関する情報を掲載するなど、情報発信を行っている。

また、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、2017年度から、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備している。

また、切れ目のない支援体制整備に向けた取組として、地方公共団体が、①特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備、②特別支援教育専門家等の配置、③特別支援教

1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/service/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/index_00004.html)